平成２１年（フ）第３５０号
徳島市山城西３丁目23番地
債務者　中山　　守
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５２号
徳島県阿波市阿波町小倉548番地２
債務者　中尾　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
徳島市明神町６丁目11番地の１、旧住所兵庫県明石市大久保町西島698番地の８
債務者　今井千枝子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
徳島県鳴門市撫養町斎田字西発３番地12
債務者　水野　理子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５８号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字新田１番地２
債務者　田所　一男
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６３号
徳島県板野郡藍住町乙瀬字青木10番地12―１号
債務者　神園　友子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６５号
徳島県小松島市金磯町10番９号
債務者　宮本　弘樹
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６６号
徳島市応神町東貞方字北野29番地
債務者　吉﨑　万博
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６７号
徳島県小松島市和田島町字西林１番地の15
債務者　大塚　絢子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６９号
徳島県板野郡上板町引野字前田51番地
債務者　本淨　智士
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０号
徳島市名東町１丁目83番地の17
債務者　岸本みゆき
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７３号
徳島県名西郡石井町石井字石井1621番地16
債務者　曽我部茂一
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７４号
徳島県吉野川市川島町桑村693番地
債務者　岩戸　節男
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
徳島県小松島市中田町字奥林65番地の14
債務者　楢﨑　節子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８４号
徳島県鳴門市撫養町立岩字元地297番地―202号
債務者　林　　節子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０６号
佐賀県唐津市神田2936番地１、前住所佐賀県唐津市鎮西町名護屋1533番地１
債務者　伊藤　八郎
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５３９号
千葉県柏市旭町４丁目７番21号小柳方
債務者　小森　美彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第６１４号
千葉県柏市青葉台２丁目３番13号
債務者　關和　幸穂
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部